

3 各 介 第 2 5 8 号
令和 3 年 1 0 月 2 5 日

有料老人ホーム等の設置者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（依頼）

平素は、市行政及び市介護保険行政の推進に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「各務原市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームにつきましても提出の対象となりますので、よろしくお願いたします。

記

1 提出期限 令和 3 年 1 1 月 2 2 日（月）

2 提出書類

(1) 有料老人ホーム・・・①～③

(2) サービス付き高齢者向け住宅・・・①～④

●紙帳票にて提出いただく書類

- ① 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- ② 他業を営んでいる場合には、他業に係る①の関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の事業に係る①の関係書類
- ③ 前回の報告以降、役員及び施設長に変更があった場合には、当該役員等の履歴書及び役員名簿

●電子データにて提出いただく書類

- ④ 令和 3 年 7 月 1 日現在における重要事項説明書（サービス付き高齢者向け住宅のみ）

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームについては、令和 3

年7月15日付け事務連絡「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」において、重要事項説明書の内容を網羅する介護サービス情報公表提供システム登録様式をご提出いただいているため、本調査における重要事項説明書の徴収は不要となります。

3 提出部数 1部

4 留意事項

- (1) ご提出いただいた書類につきましては、老人福祉法第29条第11項、老人福祉法施行規則第21条の4及び「有料老人ホーム情報提供制度実施要領について」（平成30年3月30日老高発0330第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、岐阜県と共有いたします。
- (2) 重要事項説明書につきましては、岐阜県ホームページにて公開いたしますので、ご提出の前に以下の点に適した内容であるかどうかの確認をお願いいたします。
- ① 老人福祉法施行規則第21条の2及び別表に掲げる情報が遺漏なく掲載されているか。
 - ② ホームページでの公表に適さない個人情報等が掲載されていないか。

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	鈴木	担当	大海
TEL	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365（代表）		
紙帳票提出先	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 介護保険課 施設指導係		
電子データ提出先	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		